

第 5689 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 4月11日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)  
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyou.com>

## ⇨ 贈与税の配偶者控除を受けた年に相続が発生した場合

**Q**：私は今年、夫から自宅の贈与を受けました。贈与税の配偶者控除を受けようと思っていたのですが、夫が事故で亡くなってしまいました。この取り扱いは、どうなりますか？

**A**：贈与税の申告をすれば、贈与税の配偶者控除の適用が受けられます。

### 【解説】

相続税法では、相続開始の年に被相続人から贈与により取得した財産の価額は、相続税の課税価格に加算されることになっていますが、次の財産は、加算の対象にならないこととなっています。

- ① 贈与税の非課税財産
- ② 特定障害者が贈与により取得した信託受益権の価額うち一定の金額
- ③ 国外に住所を有する者(無制限納税義務者を除く)が贈与により取得した国外に所在する財産
- ④ 贈与税の配偶者控除の対象となる財産
- ⑤ 直系尊属からの住宅取得等資金で贈与税の非課税になるもの
- ⑥ 直系尊属からの教育資金の一括贈与で贈与税の非課税になるもの
- ⑦ 直系尊属からの結婚・子育て資金の一括贈与で贈与税の非課税になるもの

したがって、贈与税の配偶者控除の対象となる財産は相続税の課税価格に算入しなくてもいいのですが、この場合には、贈与税の申告をして贈与税の配偶者控除の適用を受けなければなりません。

